

「新生パワートラスト 実績配当型金銭信託（予定配当率固定型）」の信託約款

■ 新旧対照表

第 16 条の 2 を以下のとおり追加します。（下線部は追加箇所）

| 変更前 | 変更後 |
|------|---|
| (新設) | <p>第 16 条の 2 (マネー・ローンダリング等に係る取引の制限)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. <u>当社は、委託者または受益者の情報及び具体的な取引の内容などを適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。委託者または受益者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、追加信託及びこの信託の全部または一部の解約などのこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 2. <u>前項の各種確認や資料の提出の求めに対する委託者または受益者の回答、具体的な取引の内容、委託者または受益者の説明内容及びその他の事情を考慮して、当社がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、若しくは経済制裁関係法令などへの抵触のおそれがあると判断した場合には、追加信託及びこの信託の全部または一部の解約などのこの信託約款に基づく取引の一部を制限する場合があります。</u> 3. <u>前 2 項に定めるいずれの取引の制限についても、委託者または受益者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当社が認める場合、当社は当該取引の制限を解除します。</u> |

第 17 条を以下のとおり変更します。（下線部は変更箇所）

| 変更前 | 変更後 |
|---------------------------------------|---|
| 第 17 条（反社会的勢力の排除） （中略） （新設） | 第 17 条（反社会的勢力、 <u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の排除</u> ） （中略） ④ <u>この信託がマネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合</u> |

以上